

仙形県公報

令和3年3月19日(金)

号 外(11)

目 次

条 例

○山形県議会委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···13
○山形県部設置条例の一部を改正する条例(人 事 課)	…同
○山形県手数料条例の一部を改正する条例(財 政 課)	…同
○山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(税 政 課)	29
○山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市 町 村 課)	…同
○特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(消費生活・地域安全課)	…同
○山形県魚介類行商取締条例を廃止する条例(食品安全衛生課)	…同
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(同)	30
○山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例(水大気環境課)	36
○山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例(子育て支援課)	…同
○山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例(医療政策課)	…同
○山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (同)	38
○山形県みんなにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例(地域福祉推進課)	39
○山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の	
一部を改正する条例(長寿社会政策課)	…40
○山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の	
一部を改正する条例(同)	…同
○山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条	
例の一部を改正する条例(同)	…41
○山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基	
準等を定める条例の一部を改正する条例(同)	…42
○山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに	
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方	
法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(同)	44
○山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等	
を定める条例の一部を改正する条例(同)	…45
○山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する	
基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	…46
○山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	
を定める条例の一部を改正する条例(同)	…47
○山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を	
定める条例の一部を改正する条例(同)	…49
○山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例を廃止する条例(障がい福祉課)	50
○山形県福祉休養ホーム条例を廃止する条例 (同)	…同
○山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一	
部を改正する条例(同)	…同

○山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等	
を定める条例の一部を改正する条例 (同)…51	_
○山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等	
を定める条例等の一部を改正する条例 (同) …53	}
○山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す	
る基準等を定める条例の一部を改正する条例 (同) 055	;
○山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を	
定める条例等の一部を改正する条例 (同) 0.056	;
○山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める	
条例の一部を改正する条例(同) …57	7
○山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の	
一部を改正する条例(同) …58	3
○山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める	
条例の一部を改正する条例(同) …59)
○山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部	
を改正する条例(同) …60)
○山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例(工業戦略技術振興課)…同	J
○山形県文化財保護条例の一部を改正する条例(文化振興・文化財課)…61	-
○山形県水産振興条例(水産振興課)…62	2
○山形県都市公園条例等の一部を改正する条例(都市計画課)…65)
○山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条	
例(道路整備課)…同	J
○山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路保全課) …66	;
○山形県ふるさと交流広場条例を廃止する条例(空港港湾課)…71	-
○山形県空港管理条例の一部を改正する条例 (同 同)…同	J
○山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校	
職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(教 育 庁)…72)
○山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例(同)…同	ĺ

この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県議会委員会条例の一部を改正する条例 (県条例第4号) (議会)
 - 1 厚生環境委員会は、しあわせ子育て応援部の分掌に属する事項を所管することとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県部設置条例の一部を改正する条例 (県条例第5号) (人事課)
 - 1 子育て若者応援部を廃止し、しあわせ子育て応援部を設置することとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第6号) (財政課)
 - 1 次に掲げる事務につき手数料を徴収することとした。(改正後の第2条第1項第199号の2 ~第199号の5、第216号の10、第216号の11、第306号の2及び第306号の3関係)
 - (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づく地域 連携薬局の認定の申請に対する審査等
 - (2) 家畜改良増殖法施行規則の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付等
 - 2 次に掲げる手数料の額を改定することとした。 (第2条第1項第423号の10~第423号の15関

係)

- (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
- (2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、計画変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明手数料
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)の改正は、同年8月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 (県条例第7号) (税政課) この条例の施行後5年を目途として山形県産業廃棄物税条例の施行状況について検討を加える こととした。
- ◇ 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第8号) (市町村課)
 - 1 介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (県条例第9号) (消費生活・地域安全課)
 - 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和3年6月9日から施行することとした。
- ◇ 山形県魚介類行商取締条例を廃止する条例 (県条例第10号) (食品安全衛生課)
 - 1 魚介類行商に係る県の規制を廃止することとした。
 - 2 この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。
- ◇ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (県条例第11号) (食品安全衛生課)
 - 1 水産製品製造業等に係る施設について公衆衛生の見地から必要な基準を定めるとともに、飲食店営業等に係る施設について公衆衛生の見地から必要な基準を追加することとした。(改正後の第3条及び別表第1関係)
 - 2 水産製品製造業等の許可を受けようとする者から手数料を徴収するとともに、飲食店営業等の許可を受けようとする者から徴収する手数料の額を改定することとした。(改正後の別表第2関係)
 - 3 この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第12号) (水大気環境課)
 - 1 大気汚染防止法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例 (県条例第13号) (子育て支援課) 山形県安心こども基金の設置期間を令和6年3月31日まで延長することとした。
- ◇ 山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (県条例第14号) (医療政策課)
 - 1 大学院修学資金 (修士課程) の貸与制度を廃止することとした。 (第2条及び第3条第1項 並びに改正前の第8条第2項並びに第9条第1項第3号及び第7号関係)
 - 2 修学資金には、修学資金の貸与を受けた日の翌日から最後に修学資金の貸与を受けた日まで の期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した利息を付することとし た。(第3条第2項関係)
 - 3 修学資金(利息を含む。以下同じ。)は、修学生であった者が一定の要件に該当することとなったときは、当該事由の生じた日(返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間の末日)の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に月賦の均等払方式により、これを返還しなければならないこととした。(第8条第1項関係)
 - 4 修学資金の返還債務の履行の猶予要件を変更することとした。(改正後の第9条第1項第4 号並びに別表第8項及び第9項関係)

- 5 修学資金の返還債務の履行の免除要件を変更することとした。(第11条第1項第1号関係)
- 6 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 (県条例第15号) (医療政策課)
 - 1 特定診療科医師確保修学資金の返還の債務の免除要件を変更することとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県みんなにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例 (県条例第16号) (地域福祉推進課)
 - 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (県 条例第17号) (長寿社会政策課)
 - 1 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと ともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととした。(改 正後の第2条第4項関係)
 - 2 軽費老人ホームは、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域 住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第8条第3項 関係)
 - 3 軽費老人ホームは、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。 (改正後の第19条関係)
 - 4 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (県条例第18号) (長寿社会政策課)
 - 1 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと ともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととした。(改 正後の第2条第4項関係)
 - 2 養護老人ホームは、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域 住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第8条第3項 関係)
 - 3 養護老人ホームは、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。 (改正後の第18条関係)
 - 4 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (県条例第19号) (長寿社会政策課)
 - 1 特別養護老人ホームは、入所者又は入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととした。(改正後の第2条第5項及び第17条第3項関係)
 - 2 特別養護老人ホームは、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第8条第 3項関係)
 - 3 特別養護老人ホームは、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第16条の2、第21条及び第24条関係)
 - 4 地域密着型特別養護老人ホームにおける職員の配置の基準について、他の社会福祉施設等の 栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待す ることができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことがで きることとした。(第23条第1項関係)
 - 5 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

- ◇ 山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を 改正する条例 (県条例第20号) (長寿社会政策課)
 - 1 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととした。(改正後の第4条第3項関係)
 - 2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととした。 (改正後の第4条第4項関係)
 - 3 指定訪問介護事業者等は、その事業を行う事業所において感染症が発生し、又はまん延しないようにするための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第14条第3項、第69条第2項、第92条第2項及び第156条第6項関係)
 - 4 指定訪問介護事業者等は、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第17条の2、第31条、第35条、第44条、第52条、第60条、第71条、第73条、第85条、第94条、第104条、第111条の3、第117条、第124条、第140条、第148条、第158条、第160条及び第167条関係)
 - 5 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針に、次に掲げるものを加えることとした。(改正後の第57条第2項第4号~第6号関係)
 - (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるため に必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めが あった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作 成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
 - (2) (1) の居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。
 - (3) (2) の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。
 - 6 指定通所介護事業者は、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第68条第 2項関係)
 - 7 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (県条例第21号) (長寿社会政策課)
 - 1 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の 整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこ ととした。(改正後の第4条第3項関係)
 - 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険 等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないことと した。(改正後の第4条第4項関係)
 - 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者等は、その事業を行う事業所において感染症が発生し、又はまん延しないようにするための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第27条の2第3項、第80条第2項、第92条の2第2項及び第151条第6項関係)
 - 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者等は、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第27条の6、第42条、第50条、第58条、第82条、第94条、第103条の3、第109条、第116条、第134条、第144条、第153条、第157条及び第163条関係)
 - 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととし

た。(改正後の第79条の2第2項関係)

- 6 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例 (県条例第22号) (長寿社会政策課)
 - 1 指定介護老人福祉施設は、入所者又は入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととした。(改正後の第3条第4項及び第16条第3項関係)
 - 2 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等 関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととし た。(改正後の第3条第5項及び第16条第4項関係)
 - 3 指定介護老人福祉施設に置かなければならない従業者のうち栄養士を、栄養士又は管理栄養 士とすることとした。(第4条第1項関係)
 - 4 指定介護老人福祉施設は、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第10条第2項関係)
 - 5 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないことと した。(改正後の第14条の2関係)
 - 6 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例 (県条例第23号) (長寿社会政策課)
 - 1 介護老人保健施設は、入所者又は入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととした。(改正後の第2条第4項及び第16条第3項関係)
 - 2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報 その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととした。(改 正後の第2条第5項及び第16条第4項関係)
 - 3 介護老人保健施設に置かなければならない従業者のうち栄養士を、栄養士又は管理栄養士と することとした。(第3条第1項第5号関係)
 - 4 介護老人保健施設は、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第10条第2項関係)
 - 5 介護老人保健施設は、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第14条の2関係)
 - 6 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例 (県条例第24号) (長寿社会政策課)
 - 1 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととした。(改正後の第2条第4項及び第17条第3項関係)
 - 2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険 等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないことと した。(改正後の第2条第5項及び第17条第4項関係)
 - 3 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所であるものを除く。)に置かなければならない従業者のうち栄養士を、栄養士又は管理栄養士とすることとした。(改正後の第3条第1項第7号及び第3項第7号関係)
 - 4 指定介護療養型医療施設にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療 養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員について、入院患者の処遇に

支障がない場合は、専ら当該施設の職務に従事する者であることを要しないこととした。 (第3条第4項関係)

- 5 指定介護療養型医療施設は、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第11 条第2項関係)
- 6 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこと とした。(改正後の第15条の2関係)
- 7 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (県条例第25号) (長寿社会政策課)
 - 1 介護医療院は、入所者又は入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととし た。(改正後の第3条第4項及び第17条第3項関係)
 - 2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととした。(改正後の第3条第5項及び第17条第4項関係)
 - 3 介護医療院に置かなければならない従業者のうち栄養士を、栄養士又は管理栄養士とすることとした。(第4条第1項第4号関係)
 - 4 介護医療院は、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第11条第2項関係)
 - 5 介護医療院は、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第15条の2関係)
 - 6 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例を廃止する条例 (県条例第26号) (障がい福祉 課)
 - 1 山形県立泉荘及び山形県立みやま荘を廃止することとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県福祉休養ホーム条例を廃止する条例 (県条例第27号) (障がい福祉課)
 - 1 山形県福祉休養ホーム寿海荘を廃止することとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (県条 例第28号) (障がい福祉課)
 - 1 障害児入所施設等は、避難訓練及び消火訓練にあっては毎月1回、救出その他の必要な訓練にあっては定期的に行わなければならないこととし、これらの訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第7条第4項及び第5項関係)
 - 2 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第14条第3項関係)
 - 3 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。)には、日常生活及 び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケア を行う場合には、一定の要件に該当する場合を除き、看護職員を置かなければならないことと した。(第52条第1項関係)
 - 4 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正

する条例 (県条例第29号) (障がい福祉課)

- 1 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権 の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を 実施する等の措置を講じなければならないこととした。(第4条第4項関係)
- 2 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)等に置くべき従業者のうち、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者を、児童指導員又は保育士とすることとした。(第6条第1項第1号、第26条第1項第1号、第40条第1項第1号及び第45条第1項第1号関係)
- 3 指定児童発達支援事業所等において、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、一定の要件に該当する場合を除き、看護職員を置かなければならないこととした。(第6条第2項、第7条第2項及び第40条第2項関係)
- 4 主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)には、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、一定の要件に該当する場合を除き、看護職員を置かなければならないこととした。(第7条第3項関係)
- 5 指定児童発達支援事業者は、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第17条第3項関係)
- 6 指定児童発達支援事業者は、当該指定発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないようにするための措置を講じなければならないこととした。 (第18条第2項 関係)
- 7 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第19条第3項関係)
- 8 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこと とした。(改正後の第20条第2項関係)
- 9 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、令和4年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改 正する条例 (県条例第30号) (障がい福祉課)
 - 1 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正
 - (1) 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととした。(第4条第4項関係)
 - (2) 指定福祉型障害児入所施設は、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正条例第1条の規定による改正後の第11条第3項関係)
 - (3) 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための措置を講じなければならないこととした。 (第12条第2項関係)
 - (4) 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととした。(改正条例第1条の規定による改正後の第13条第3項関係)
 - (5) 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。(改正条例第1条の規定による改正後の第14条第2項関係)
 - 2 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成30年3月県条例第29号)の一部改正
 - 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、指定入所支援及び施設障

害福祉サービスを同一の施設において一体的に提供している場合の従業者及び設備の基準の特例を廃止することに伴う経過措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長することとした。

- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)の改正は、令和 4年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (県条例第31号) (障がい福祉課)
 - 1 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の 整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこ ととした。(第4条第3項関係)
 - 2 指定居宅介護事業者等は、当該指定居宅介護事業所等において感染症が発生し、又はまん延 しないようにするための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第15条第3項、 第32条第2項及び第42条第2項関係)
 - 3 指定居宅介護事業者等は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととした。(改正後の第15条の2第1項、第35条、第43条、第43条の5、第52条、第52条の4、第74条、第74条の4、第81条、第81条の4、第89条、第95条、第99条、第102条、第107条の7、第107条の14及び第114条第1項関係)
 - 4 指定居宅介護事業者等は、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第18条の2、第35条、第43条、第43条の5、第52条、第52条の4、第74条、第74条の4、第81条、第81条の4、第89条、第95条、第99条、第102条、第102条の9、第102条の15、第107条、第107条の7、第107条の14及び第114条第1項関係)
 - 5 指定療養介護事業者は、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、 地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第31条第 3項関係)
 - 6 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、令和4年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 (県条例第32号) (障がい福祉課)
 - 1 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正
 - (1) 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないことと した。(第4条第3項関係)
 - (2) 指定障害者支援施設は、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正条例第1条の規定による改正後の第15条第3項関係)
 - (3) 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための措置を講じなければならないこととした。(第16条第2項関係)
 - (4) 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととした。(改正条例第1条の規定による改正後の第17条第3項関係)
 - (5) 指定障害者支援施設は、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。(改正条例第1条の規定による改正後の第21条関係)
 - 2 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例(平成30年3月県条例第31号)の一部改正

指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、 指定入所支援及び施設障害福祉サービスを同一の施設において一体的に提供している場合の従 業者及び設備の基準の特例を廃止することに伴う経過措置の適用期限を令和4年3月31日まで 延長することとした。

- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)の改正は、令和4年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (県条例第33号) (障がい福祉課)
 - 1 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととした。(第3条第3項関係)
 - 2 療養介護事業者は、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域 住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第8条第3項 関係)
 - 3 療養介護事業者等は、当該療養介護事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための措置を講じなければならないこととした。(第13条第2項及び第26条第2項関係)
 - 4 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第14条第3項関係)
 - 5 療養介護事業者等は、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第17条の2、第30条、第35条、第39条、第47条及び第49条関係)
 - 6 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、令和4年4 月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (県条例第34号) (障がい福祉課)
 - 1 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うと ともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととした。(第 3条第3項関係)
 - 2 障害者支援施設は、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域 住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第7条第3項 関係)
 - 3 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないようにするための措置を講じなければならないこととした。(第13条第2項関係)
 - 4 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないことと した。(改正後の第14条第3項関係)
 - 5 障害者支援施設は、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。 (改正後の第18条関係)
 - 6 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、令和4年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (県条例第35号) (障がい福祉課)
 - 1 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととし た。(第3条第4項関係)
 - 2 地域活動支援センターは、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第5条第3項関係)
 - 3 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないようにするための措置を講じなければならないこととした。(第10条第2項 関係)

- 4 地域活動支援センターは、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。(改正後の第14条関係)
- 5 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、令和4年4 月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (県条例 第36号) (障がい福祉課)
 - 1 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うととも に、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならないこととした。(第3条 第4項関係)
 - 2 福祉ホームは、定期的な避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととした。(改正後の第6条第3項関係)
 - 3 福祉ホームは、当該福祉ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう にするための措置を講じなければならないこととした。(第10条第2項関係)
 - 4 福祉ホームは、虐待の発生を防止するための措置を講じなければならないこととした。(改 正後の第14条関係)
 - 5 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の改正は、令和4年4 月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第37号) (工業戦略技 術振興課)
 - 1 山形県工業技術センターにおける受託事務の手数料について、徴収に係る項目を整理するとともに、額を改定することとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県文化財保護条例の一部を改正する条例 (県条例第38号) (文化振興・文化財課)
 - 1 知事は、文化財保存活用大綱の策定又は変更に関する事項について、あらかじめ、山形県文化財保護審議会に諮問しなければならないこととした。(改正後の第36条の3第7号関係)
 - 2 山形県文化財保護審議会は、部会を置くことができることとした。 (改正後の第36条の9第 1項関係)
- ◇ 山形県水産振興条例 (県条例第39号) (水産振興課)
 - 1 この条例は、本県の水産振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに水産業者及び県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、水産振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本県の水産業の健全な発展並びに漁村及び内水面漁業地域の振興を図り、もって豊かな県民生活の実現及び地域経済の活性化に寄与することを目的とすることとした。(第1条関係)
 - 2 水産振興に関する施策に関する基本理念を定めることとした。(第3条関係)
 - 3 県の責務並びに水産業者及び県民等の役割について定めることとした。 (第4条~第6条関係)
 - 4 知事は、水産振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めることとした。 (第7条関係)
 - 5 水産振興に関する施策について、次のとおり定めることとした。 (第8条~第18条関係)
 - (1) 水産資源の維持増大
 - (2) 水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造
 - (3) 漁業の基盤の整備
 - (4) 漁業の担い手の育成及び確保
 - (5) 県産水産物の付加価値の向上
 - (6) 効率的かつ安定的な漁業経営の育成
 - (7) 県産水産物の流通の体制の強化及び評価の向上

- (8) 県産水産物の率先利用等
- (9) 漁村及び内水面漁業地域の振興
- (10) 水産に関する調査及び技術の開発の推進
- (11) 県民の理解の促進
- 6 県は、国、市町村、水産業者、県民その他関係機関と連携して、水産振興に関する施策を推 進するために必要な体制を整備することとした。(第19条関係)
- 7 県は、水産振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずることとした。 (第20条関係)
- ◇ 山形県都市公園条例等の一部を改正する条例 (県条例第40号) (都市計画課)
 - 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例 (県条例第41号) (道路整備課)
 - 1 交通安全施設について、自動運行補助施設を加えることとした。(第33条関係)
 - 2 歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を定めることとした。(改正後の第45条関係)
- ◇ 山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第42号) (道路保全課)
 - 1 道路占用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県ふるさと交流広場条例を廃止する条例 (県条例第43号) (空港港湾課)
 - 1 山形県ふるさと交流広場を廃止することとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県空港管理条例の一部を改正する条例 (県条例第44号) (空港港湾課)
 - 1 山形空港と東京国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を10分の1とする期間を令和4年3月31日まで延長することとした。(附則第3項関係)
 - 2 山形空港と愛知県名古屋飛行場との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を徴収しない期間を令和4年3月31日まで延長することとした。(附則第4項関係)
 - 3 山形空港と新千歳空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料 を徴収しない期間を令和4年3月31日まで延長することとした。(附則第4項関係)
 - 4 庄内空港と成田国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機に係る着陸料を徴収しないこととする措置を廃止することとした。(附則第4項関係)
 - 5 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の 一部を改正する条例 (県条例第45号) (教育庁)
 - 1 学校職員の定数を変更することとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例 (県条例第46号) (教育庁)
 - 1 山形県緑町庭園文化学習施設の分館和室研修室の使用料の額を定めることとした。
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第4号

山形県議会委員会条例の一部を改正する条例

山形県議会委員会条例(昭和50年3月県条例第5号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第3号中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山形県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第5号

山形県部設置条例の一部を改正する条例

山形県部設置条例(昭和34年3月県条例第2号)の一部を次のように改正する。 第2条第5号中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(山形県青少年健全育成条例の一部改正)

- 2 山形県青少年健全育成条例(昭和54年3月県条例第13号)の一部を次のように改正する。 第23条中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。
 - (山形県社会福祉審議会条例の一部改正)
- 3 山形県社会福祉審議会条例(平成12年3月県条例第17号)の一部を次のように改正する。 第9条中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。

(山形県男女共同参画推進条例の一部改正)

4 山形県男女共同参画推進条例(平成14年7月県条例第45号)の一部を次のように改正する。 第25条中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。

(子育でするなら山形県推進協議会条例の一部改正)

5 子育でするなら山形県推進協議会条例(平成25年7月県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条中「子育て若者応援部」を「しあわせ子育て応援部」に改める。

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第6号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例(平成12年3月県条例第8号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項中第199号の2を第199号の6とし、第199号の次に次の4号を加える。 (199)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及 地域連携薬局認定申請 11,000円 び安全性の確保等に関する法律第6条の2第1項 手数料 の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対す る審査

(199)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及 地域連携薬局認定更新 11,000円 び安全性の確保等に関する法律第6条の2第4項 申請手数料 の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請 に対する審査

(199)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及 専門医療機関連携薬局 11,000円 び安全性の確保等に関する法律第6条の3第1項 認定申請手数料 の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申 請に対する審査

(199)の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及 専門医療機関連携薬局 11,000円 び安全性の確保等に関する法律第6条の3第5項 認定更新申請手数料 の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更 新の申請に対する審査

第2条第1項第200号中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同項第202号中「第13条第 3項」を「第13条第4項」に改め、同項第203号中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、 同項第205号中「同条第13項」を「同条第15項」に改め、同号の表中「第13項」を「第15項」に改 め、同項第206号中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同項第206号の3中「第23条の2 第2項」を「第23条の2第4項」に改め、同項第206号の7中「第23条の20第2項」を「第23条の 20第4項」に改め、同項第215号の7中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同項第216号 の3中「第40条の2第3項」を「第40条の2第4項」に改め、同項第216号の4中「第40条の2第 5項|を「第40条の2第7項|に改め、同項第216号の6中「第40条の5第4項|を「第40条の5 第6項|に改め、同項第216号の8中「第1条の5第2項|を「第2条の3第2項|に改め、同項 第216号の9中「第1条の6第2項」を「第2条の4第2項」に改め、同項中第216号の11を第216 号の13とし、第216号の10を第216号の12とし、第216号の9の次に次の2号を加える。

(216)の10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及 地域連携薬局等の認定 2,100円 び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の8 証の書換え交付手数料 第2項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の 書換え交付

(216)の11 医薬品、医療機器等の品質、有効性及 地域連携薬局等の認定 3,000円 び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の9 第2項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証の 再交付

証の再交付手数料

第2条第1項中第306号の4を第306号の6とし、第306号の3を第306号の5とし、第306号の2 を第306号の4とし、第306号の次に次の2号を加える。

(306)の2 家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農 家畜人工授精所の開設 1,700円 林省令第96号) 第38条第1項の規定に基づく家畜 の許可証書換え交付手 人工授精所の開設の許可証の書換え交付

数料

(306)の3 家畜改良増殖法施行規則第39条第1項 家畜人工授精所の開設 1,700円 の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可証の の許可証再交付手数料 再交付

第2条第1項第423号の10の表イの項及びロの項を次のように改める。

イ 一戸建ての住宅に係る申請	この表の付表第1の左欄に掲 げる区分に応じ、それぞれ同 表の右欄に定める額
ロ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅(人の居住の用以外の用に供する部分(以下「非住宅部分」という。)を有しないものに限る。)をいう。 以下同じ。)に係る申請	この表の付表第2の左欄に掲 げる区分に応じ、それぞれ同 表の右欄に定める額

第2条第1項第423号の10の表への項中「部分」を「部分(以下「住宅部分」という。)」に改め、同表二の項を次のように改める。

ニ 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物 (一戸建ての住 宅を除く。以下「複合建築物」という。) に係る申請

次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額を合計した 類

- (4) 住宅部分 この表の付表 第1又は付表第2の左欄に 掲げる区分に応じ、それぞ れ同表の右欄に定める額
- (p) 非住宅部分 この表の付表第3の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

第2条第1項第423号の10の表の付表第1から付表第3までを次のように改める。 第423号の10の表の付表第1

区分		金額
登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		5, 000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	35,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	39,000円

第423号の10の表の付表第2

区分	金額

備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。

建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する 法律(平成27年法律第 53号)第15条第1項に	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	20,000円
規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	46,000円
判定機関」という。) 又は登録住宅性能評価 機関により都市の低炭 素化の促進に関する法 律第54条第1項第1号 及び第3号に掲げる基 準に適合すると評価さ れている場合	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82, 000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	70,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	117,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	199, 000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	286,000円

備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分(住宅部分の設計一次エネルギー 消費量について、単位住戸(住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。)の設計一次エネ ルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分(住宅部分のう ち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。)を除いた部分)に係る床面積について算定 する。

第423号の10の表の付表第3

登録建築物エネルギー 消費性能判定機関又は 登録住宅性能評価機関 (建築基準法第77条の 21第1項に規定する指 定確認検査機関(次号 において「指定確認検	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	27,000円
査機関」という。)で あるものに限る。)に より都市の低炭素化の 促進に関する法律第54	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	82,000円
条第1項第1号及び第 3号に掲げる基準に適 合すると評価されてい	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	129, 000円
る場合	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	163, 000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204, 000円
都市の低炭素化の促進	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	88,000円
に関す第54条名に場合の会員を主義を主義を表表を表表を表表を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	113, 000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	240,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	313,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	377, 000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	442,000円

上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	231,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	290, 000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	374, 000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	534,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	658, 000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	777,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	887,000円

備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定する。

第2条第1項第423号の11の表イの項区分の欄中「又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸の みに係る申請」を削り、同表ロの項を次のように改める。

П	共同住宅等に係る申請	この表の付表第2の左欄に掲 げる区分に応じ、それぞれ同 表の右欄に定める額
		衣の右側にためる領

第2条第1項第423号の11の表への項区分の欄中「人の居住の用に供する部分」を「住宅部分」に改め、同表二の項を次のように改める。

		-
-1	複合建築物に係る申請	次に掲げる区分に応じ、それ ぞれ次に定める額を合計した 額
		(イ) 住宅部分 この表の付表 第1又は付表第2の左欄に 掲げる区分に応じ、それぞ れ同表の右欄に定める額 (ロ) 非住宅部分 この表の付 表第3の左欄に掲げる区分 に応じ、それぞれ同表の右 欄に定める額

第2条第1項第423号の11の表の付表第1から付表第3までを次のように改める。 第423号の11の表の付表第1

	区分	金額
登録住宅性能評価機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合すると評価されている場合		3,000円
上記以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	20,000円

備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分に係る床面積について算定する。

第423号の11の表の付表第2

	区分	金額
登録建築物エネルギー 消費性能判定機関又は 登録住宅性能評価機関 により都市の低炭素化	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	10,000円
の促進に関する法律第 54条第1項第1号及び 第3号に掲げる基準に 適合すると評価されて	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	23,000円
いる場合	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	41,000円
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	35,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	59, 000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	100,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	143,000円

備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の住宅部分(住宅部分の設計一次エネルギー 消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する 場合にあっては、共用部分を除いた部分)に係る床面積について算定する。

第423号の11の表の付表第3

区分	
----	--

登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関(指定確認検査機関であるものに限る。)により都市の低炭素化の促進に関する法律第54	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	9,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	14,000円
条第1項第1号及び第 3号に掲げる基準に適 合すると評価されてい る場合	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	41,000円
2 <i>m</i> a	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	65, 000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	102,000円
都市の低炭素化の促進 に関する法律第54条第	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	44,000円
1項第1号に定める基準に適合することにつ	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	57,000円
いて審査を受ける場合 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	74,000円
省令第1条第1項第1 号口に定める基準に適 合することについて審 査を受ける場合に限 る。)	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	120,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	157,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	189,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	221,000円

	_	
上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	116,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	145, 000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	187,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	267, 000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	329, 000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	389, 000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	444,000円

備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定す

第2条第1項第423号の11の2の表中

建築物エネルギー 消費性能基準等を 定める省令(平成 28年経済産業省 令、国土交通省令	床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この号、次号及び第423号の15において同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの	91,000円
第1号)第1条第 1項第1号ロに定める基準に適合す	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	151,000円
ることについて審 査を受ける場合	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	243,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	316,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	380,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	445,000円

を

	91,000円	床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この号、次号及び第423号の15において同じ。)の合計が300平方メートル以内のもの	建築物エネルギー 消費性能基準等を 定める省令第1条 第1項第1号ロに 定める基準に適合
	116,000円	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	することについて 審査を受ける場合
に、	151,000円	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	
	243,000円	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	
	316,000円	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	
	380,000円	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	
	445,000円	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	
 	377,000円	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	
_	293, 000円	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	
に <u></u>	377,000円	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	
		中「1.2とする」を「建築物エネルギー消費性能基準 の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価で なめ、同条第1項第423号の11の3の表中	1項第1号に規定する
] を	77,000円	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	

	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	60,000円	に
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	77,000円	(
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	190,000円	Ž
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	148,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	190,000円	に
こよって設定すめ、同号の表/り、同表の備者 第1項第1号」	工規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価でける」に改め、同条第1項第423号の12中「第29条第1項」を、の項区分の欄中「人の居住の用に供する部分(以下「」及び 第1項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表 を「第35条第1項第1号」に改め、同号の表の付表第2中「 1項第1号」に改め、同号の表の付表第3中	「第34条第1項」 「」という。)」 の付表第1中「第	に を 第30
こよって設定すめ、同号の表/り、同表の備者 第1項第1号」	する」に改め、同条第1項第423号の12中「第29条第1項」を への項区分の欄中「人の居住の用に供する部分(以下「」及び 第1項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表 を「第35条第1項第1号」に改め、同号の表の付表第2中「	「第34条第1項」 「」という。)」 の付表第1中「第	あ お ま る り る り る り る り る り る り る り り り り り り
こよって設定すめ、同号の表/り、同表の備者 第1項第1号」	する」に改め、同条第1項第423号の12中「第29条第1項」を への項区分の欄中「人の居住の用に供する部分(以下「」及び 等第1項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表 を「第35条第1項第1号」に改め、同号の表の付表第2中「 1項第1号」に改め、同号の表の付表第3中 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方	「第34条第1項」 「」という。)」 の付表第1中「第 第30条第1項第コ	方にを30 1 7
こよって設定すめ、同号の表/り、同表の備者 第1項第1号」	する」に改め、同条第1項第423号の12中「第29条第1項」を への項区分の欄中「人の居住の用に供する部分(以下「」及び 第1項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表 を「第35条第1項第1号」に改め、同号の表の付表第2中「 1項第1号」に改め、同号の表の付表第3中 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	「第34条第1項」 「」という。)」 の付表第1中「第 第30条第1項第 1 27,000円	方にを3051
こよって設定すめ、同号の表/り、同表の備者 第1項第1号」	中る」に改め、同条第1項第423号の12中「第29条第1項」を への項区分の欄中「人の居住の用に供する部分(以下「」及び 第1項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表 を「第35条第1項第1号」に改め、同号の表の付表第2中「 項第1号」に改め、同号の表の付表第3中 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	「第34条第1項」 に「」という。)」 の付表第1中「第 第30条第1項第 1 27,000円	方にを3011 を3011 に
によって設定すめ、同号の表/り、同表の備者 第1項第1号」	下る」に改め、同条第1項第423号の12中「第29条第1項」を への項区分の欄中「人の居住の用に供する部分(以下「」及び 第1項中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表 を「第35条第1項第1号」に改め、同号の表の付表第2中「 項第1号」に改め、同号の表の付表第3中 「床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの 「床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方 オートル以内のもの 「床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方 方メートル以内のもの	「第34条第1項」 に「」という。)」 の付表第1中「第 第30条第1項第: 27,000円 27,000円	る方 に を 第30

を

め、同条第1項第423号の13中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同号の表の備考第1項中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同号の表の付表第1及び付表第2中「第30条第1項第1号」を「第35条第1項第1号」に改め、同号の表の付表第3中

登録建築物エネル	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
ギー消費性能判定 機関により建築物 のエネルギー消費	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	14,000円
性能の向上に関する法律第30条第1項第1号、第3号	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	41,000円
及び第4号に掲げる基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	65, 000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	102,000円

登録建築物エネル	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円	
ギー消費性能判定 機関により建築物 のエネルギー消費	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	9,000円	
性能の向上に関する法律第35条第1項第1号、第3号	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	14,000円	
及び第4号に掲げる基準に適合する と評価されている	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	41,000円	に
場合	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	65, 000円	
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	82,000円	
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	102,000円	ı
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	74,000円	`
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	57,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	74,000円	に
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	187, 000円	, ,
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	145,000円	
			に

め、同条第1項第423号の14中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同号の表の付表第1及び付表第2中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号の表の付表第3を次のように改める。

第423号の14の表の付表第3

	区分	金額
登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると評価されてい	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	27,000円
る場合	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	129, 000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円
建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	17,000円
画の認定及び検査済証 の交付を受けている場	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	27,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	129,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	163,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円

都市の低炭素化の促進 に関する法律第53条第 1項の規定に基づく低 炭素建築物新築等計画 の認定及び検査済証の 交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	27,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	82,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	129,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	163, 000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	204,000円
建築物エネルギー消費 性能基準等を定める省	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	88,000円
令第1条第1項第1号 ロに定める基準に適合	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	113,000円
することについて審査 を受ける場合	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	148,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	240,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	313,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	377, 000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	442,000円

上記以外の場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	231,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	290, 000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	374, 000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平 方メートル以内のもの	534,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000 平方メートル以内のもの	658,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000 平方メートル以内のもの	777,000円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	887,000円

備考 床面積の合計は、当該申請に係る建築物の非住宅部分に係る床面積について算定す る。

第2条第1項第423号の15の表中

	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	77,000円	を
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	60,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	77, 000円	に、
г.			I
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	190,000円	を
Γ			
	床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	148,000円	に改
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平 方メートル以内のもの	190,000円	(CLX
I			

め、同表の備考第2項中「1.2とする」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条 第1項第1号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法 によって設定する」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項中第199号の2を第199号の6とし、第199号の次に4号を加える改正規定、同項第200号、第202号、第203号、第205号、第206号、第206号の3、第206号の7、第215号の7、第216号の3、第216号の4、第216号の6、第216号の8及び第216号の9の改正規定並びに同項中第216号の11を第216号の13とし、第216号の10を第216号の12とし、第216号の9の次に2号を加える改正規定は、同年8月1日から施行する。

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第7号

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

山形県産業廃棄物税条例(平成18年3月県条例第16号)の一部を次のように改正する。 附則第6項中「平成28年3月県条例第15号」を「令和3年3月県条例第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第8号

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表第42項事務の欄第3号中「同項第1号に掲げる介護サービス事業者(当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。)が山形市の区域に所在するものに限る。)及び」を削る。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第9号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成10年6月県条例第43号)の一部を次のように改正する。 第3条第2項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

附則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

山形県魚介類行商取締条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第10号

山形県魚介類行商取締条例を廃止する条例

山形県魚介類行商取締条例(昭和30年10月県条例第43号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (山形県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 3 山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年12月県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中第46項を削り、第47項を第46項とし、第48項から第50項までを1項ずつ繰り上げる。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第11号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成12年3月県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第1条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「旧法」という。)第50条第2項に規定する公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準」を削り、「以下「法」という。)第51条」を「昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第54条」に改める。

第2条を削る。

第3条中「第51条」を「第54条」に、「別表第2」を「別表第1」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、調理の機能を有する自動販売機(容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない 状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生 を防止するために必要な装置を有するものを除く。以下同じ。)により食品を調理し、調理され た食品を販売する営業及び集乳業の施設については、同表第1項から第8項までの規定は、適用 しない。

第3条を第2条とし、第4条を削る。

第5条第2号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に、「別表第3」を「別表第2」に改め、 同条を第3条とし、第6条を第4条とする。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1

- 1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 2 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの (以下「食品等」という。) への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、次 に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) 作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に 配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食 品等又は従事者の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄及 び消毒の実施その他必要な衛生管理措置が講じられている場合は、この限りでない。
 - (2) 住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。

- 3 飲食店営業のうち、露店飲食店営業、季節的に行う飲食店営業及び臨時に行う飲食店営業については、前項の規定は、適用しない。
- 4 施設の構造及び設備については、次に掲げる基準を満たすこと。
 - (1) じん埃、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ、昆虫等の侵入を防止できる設備を有すること。
 - (2) 食品等を取り扱う作業をする場所の真上は、結露しにくく、結露によるかびの発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。
 - (3) 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒(以下「清掃等」という。)を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。
 - (4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 床面は、不浸透性の材料で作られ、排水が良好であること。
 - ロ 内壁は、床面から容易に汚染される高さまで不浸透性の材料で腰張りされていること。
 - (5) 照明設備は、作業、検査及び清掃等を十分にすることができるよう必要な照度を確保できる機能を備えること。
 - (6) 給水設備は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 水道事業等により供給される水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定 する水道事業、同条第6項に規定する専用水道又は同条第7項に規定する簡易専用水道に より供給される水をいう。以下同じ。)又は飲用に適する水(水道事業等により供給され る水以外の飲用に適する水をいう。)を施設の必要な場所に適切な温度で十分な量を供給 することができるものであること。
 - ロ 水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあっては、必要に応じて消毒 装置及び浄水装置を備え、水源が外部から汚染されない構造であること。
 - ハ 貯水槽を使用する場合にあっては、食品衛生上支障のない構造であること。
 - (7) 法第13条第1項の規格又は基準に食品製造用水の使用について定めがある食品を取り扱う営業に係る前号イの規定の適用については、同号イ中「飲用に適する水(水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水をいう。)」とあるのは、「食品製造用水」とし、食品製造用水又は殺菌した海水を使用できるよう定めがある食品を取り扱う営業に係る同号イの規定の適用については、同号イ中「飲用に適する水(水道事業等により供給される水以外の飲用に適する水をいう。)」とあるのは、「食品製造用水若しくは殺菌した海水」とする。
 - (8) 従事者の手指の洗浄及び消毒をする装置を備えた流水式手洗い設備を必要な個数有すること。この場合において、水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。
 - (9) 排水設備は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる 区画の床面に設置されていること。
 - ロ 汚水の逆流により食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排 出できる機能を有すること。
 - ハ 配管は、十分な容量を有し、かつ、適切な位置に配置されていること。
 - (10) 食品又は添加物を衛生的に取り扱うために必要な機能を有する冷蔵又は冷凍設備を必要に応じて有すること。この場合において、法第13条第1項の規格又は基準に冷蔵又は冷凍について定めがある食品を取り扱うときは、その定めに従い製造又は保存の際の冷蔵又は冷凍に必要な設備を有すること。
 - (11) 必要に応じて、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備及び侵入した際に駆除するための設備 を有すること。
 - (12) 次に掲げる基準を満たす便所を従事者の数に応じて有すること。
 - イ 作業場に汚染の影響を及ぼさない構造であること。
 - ロ 専用の流水式手洗い設備を有すること。

- (13) 保管の設備は、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 原材料について、その種類及び特性に応じた温度で、かつ、汚染を防止することができる状態で、保管することができる十分な規模であること。
 - ロ 施設において使用する洗浄剤、殺菌剤等の薬剤を食品等と区分して保管することができること。
- (14) 廃棄物を入れる容器又は廃棄物を保管する設備は、不浸透性の材料で作られ、十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。
- (15) 製品を包装する営業にあっては、製品を衛生的に容器包装に入れることができる場所を 有すること。
- (16) 従事者の数に応じた十分な広さの更衣場所を作業場への出入りが容易な位置に有すること。
- (17) 食品等を洗浄するため、使用目的に応じた大きさ及び数の洗浄設備であって、必要に応じて熱湯、蒸気等を供給することができるものを有すること。
- (18) 添加物を使用する施設にあっては、添加物を専用で保管することができる設備又は場所を有し、計量器を備えること。
- 5 次の各号に掲げる営業については、当該各号に定める規定は、適用しない。
 - (1) 飲食店営業(次号及び第3号に掲げる営業を除く。) 前項第15号
 - (2) 飲食店営業のうち、自動車において調理をするもの 前項第4号、第9号、第12号、第15 号及び第16号
 - (3) 飲食店営業のうち、露店飲食店営業、季節的に行う飲食店営業及び臨時に行う飲食店営業 前項第1号、第3号から第5号まで、第7号、第9号、第12号及び第15号から第17号まで
 - (4) 魚介類販売業のうち、自動車において販売をするもの 前項第4号、第9号、第12号及び 第16号
 - (5) 食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理するもの 前項第12号、第13号 及び第16号
- 6 機械器具、容器その他の設備(以下「機械器具等」という。)については、次に掲げる基準 を満たすこと。
 - (1) 食品又は添加物の製造又は食品の調理をする作業場の機械器具等は、適正に洗浄、保守及び点検をすることができる構造であること。
 - (2) 作業に応じた機械器具等を備えること。
 - (3) 食品又は添加物に直接触れる機械器具等は、耐水性の材料で作られ、洗浄が容易であり、熱湯、蒸気又は殺菌剤で消毒が可能なものであること。
 - (4) 固定された、又は移動し難い機械器具等は、作業に便利であり、かつ、清掃及び洗浄をしやすい位置に有し、組立式の機械器具等にあっては、分解及び清掃しやすい構造であり、必要に応じて洗浄及び消毒が可能な構造であること。
 - (5) 食品又は添加物を運搬する場合にあっては、汚染を防止できる専用の容器を使用すること。
 - (6) 冷蔵、冷凍、殺菌、加熱等の設備には、温度計を備え、必要に応じて圧力計、流量計その他の計量器を備えること。
 - (7) 作業場の清掃等をするための必要な数の専用の用具を備え、その保管場所及び従事者が作業を理解しやすくするために作業内容を掲示するための設備を有すること。
- 7 次の各号に掲げる営業については、当該各号に定める規定は、適用しない。
 - (1) 飲食店営業のうち、露店飲食店営業、季節的に行う飲食店営業及び臨時に行う飲食店営業 前項第7号
 - (2) 食肉処理業のうち、自動車において生体又はとたいを処理するもの 前項第5号
- 8 前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準によること。
 - (1) 飲食店営業のうち、簡易な営業(そのままの状態で飲食に供することができる食品を食器

に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業 (喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をい う。)を含む。)をする場合にあっては、次に掲げる基準により営業をすることができるこ と。

- イ 床面及び内壁にあっては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、不浸透性の材料以外の材料を使用することができること。
- ロ 排水設備にあっては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと 認められる場合は、床面に設置しないことができること。
- ハ 冷蔵又は冷凍設備にあっては、取り扱う食品及び営業の形態を踏まえ、食品衛生上支障がないと認められる場合は、施設外に有することができること。
- ニ 食品を取り扱う区域にあっては、従事者以外の者が容易に立ち入ることのできない構造 である場合に限り、区画されていることを要しないこと。
- (2) 冷凍食品製造業及び複合型冷凍食品製造業以外の営業で冷凍食品を製造する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をするための室又は作業区分に応じて区画された場所を有すること。
 - ロ 原材料を保管する室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - ハ 製品を製造する室又は場所は、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
 - ニ 製品が零下15度以下となるよう管理することができる機能を備える冷凍室及び保管室を 有すること。
- (3) 密封包装食品製造業以外の営業で密封包装食品を製造する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は作業区分に応じて区画された場所を有し、必要に応じて容器包装の洗浄設備を有すること。
 - ロ 原材料の保管をする室又は場所は、冷蔵又は冷凍設備を有すること。
 - ハ 製品の製造をする室又は場所は、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- (4) 飲食店営業のうち、露店飲食店営業、季節的に行う飲食店営業及び臨時に行う飲食店営業にあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所と食品等を取り扱うことを 目的とする室又は場所が区画されていること。
 - ロ じん埃による汚染を防止できる構造又は設備を有すること。
 - ハ 排水設備は、十分な排水機能を有し、水で洗浄をする区画及び廃水、液性の廃棄物等が 流れる区画の床面に設置され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。ただ し、廃水を保管することができる貯水設備を有する場合は、この限りでない。
 - ニ 作業場の清掃等をするための必要な数の専用の用具を備えること。
- (5) 魚介類販売業のうち、自動車において販売をするものにあっては、次に掲げる基準を満たすこと。
 - イ 自動車において調理及び加工を行わない営業にあっては、1日の営業においておおむね 40リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
 - ロ 比較的大量の水を要しない営業にあっては、1日の営業においておおむね80リットルの 水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
 - ハ 比較的大量の水を要する営業にあっては、1日の営業においておおむね200リットルの 水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- 9 前各項に定めるもののほか、公衆衛生の見地から必要な基準として規則で定める事項 別表第2

営 業 の 種 類	手数料の額
飲食店営業	17,000円(引き続き許可を受けて飲食店営業を営もうとする場合に係るものにあっては16,000円、露店飲食店営業を営もうとする場合に係るものにあっては9,100円、引き続き許可を受けて露店飲食店営業を営もうとする場合に係るものにあっては8,300円、季節的に行う飲食店営業を営もうとする場合に係るものにあっては4,700円、臨時に行う飲食店営業を営もうとする場合に係るものにあっては2,500円)
調理の機能を有する自動 販売機により食品を調理 し、調理された食品を販 売する営業	9,300円(引き続き許可を受けて調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業を営もうとする場合に係るものにあっては、8,700円)
食肉販売業	10,000円 (引き続き許可を受けて食肉販売業を営もうとする場合に係るものにあっては、9,400円)
魚介類販売業	10,000円(引き続き許可を受けて魚介類販売業を営もうとする場合に係るものにあっては、9,400円)
魚介類競り売り営業	23,000円(引き続き許可を受けて魚介類競り売り営業を営もうとする場合に係るものにあっては、22,000円)
集乳業	10,000円 (引き続き許可を受けて集乳業を営もうとする場合に係るものにあっては、9,400円)
乳処理業	23,000円 (引き続き許可を受けて乳処理業を営もうとする場合に 係るものにあっては、22,000円)
特別牛乳搾取処理業	23,000円 (引き続き許可を受けて特別牛乳搾取処理業を営もうと する場合に係るものにあっては、22,000円)
食肉処理業	23,000円 (引き続き許可を受けて食肉処理業を営もうとする場合 に係るものにあっては、22,000円)
食品の放射線照射業	23,000円 (引き続き許可を受けて食品の放射線照射業を営もうと する場合に係るものにあっては、22,000円)
菓子製造業	15,000円 (引き続き許可を受けて菓子製造業を営もうとする場合 に係るものにあっては、14,000円)
アイスクリーム類製造業	15,000円 (引き続き許可を受けてアイスクリーム類製造業を営も うとする場合に係るものにあっては、14,000円)

乳製品製造業	23,000円 (引き続き許可を受けて乳製品製造業を営もうとする場合に係るものにあっては、22,000円)
清涼飲料水製造業	23,000円(引き続き許可を受けて清涼飲料水製造業を営もうとする場合に係るものにあっては、22,000円)
食肉製品製造業	23,000円 (引き続き許可を受けて食肉製品製造業を営もうとする 場合に係るものにあっては、22,000円)
水産製品製造業	23,000円 (引き続き許可を受けて水産製品製造業を営もうとする 場合に係るものにあっては、22,000円)
氷雪製造業	23,000円 (引き続き許可を受けて氷雪製造業を営もうとする場合 に係るものにあっては、22,000円)
液卵製造業	17,000円 (引き続き許可を受けて液卵製造業を営もうとする場合 に係るものにあっては、16,000円)
食用油脂製造業	23,000円 (引き続き許可を受けて食用油脂製造業を営もうとする場合に係るものにあっては、22,000円)
みそ又はしょうゆ製造業	17,000円 (引き続き許可を受けてみそ又はしょうゆ製造業を営っ うとする場合に係るものにあっては、16,000円)
酒類製造業	17,000円 (引き続き許可を受けて酒類製造業を営もうとする場合に係るものにあっては、16,000円)
豆腐製造業	15,000円 (引き続き許可を受けて豆腐製造業を営もうとする場合 に係るものにあっては、14,000円)
納豆製造業	15,000円 (引き続き許可を受けて納豆製造業を営もうとする場合 に係るものにあっては、14,000円)
麺類製造業	15,000円 (引き続き許可を受けて麺類製造業を営もうとする場合 に係るものにあっては、14,000円)
そうざい製造業	23,000円 (引き続き許可を受けてそうざい製造業を営もうとする場合に係るものにあっては、22,000円)
複合型そうざい製造業	30,000円(引き続き許可を受けて複合型そうざい製造業を営む とする場合に係るものにあっては、27,000円)
冷凍食品製造業	23,000円(引き続き許可を受けて冷凍食品製造業を営もうとする

複合型冷凍食品製造業	30,000円(引き続き許可を受けて複合型冷凍食品製造業を営もうとする場合に係るものにあっては、27,000円)
漬物製造業	15,000円 (引き続き許可を受けて漬物製造業を営もうとする場合 に係るものにあっては、14,000円)
密封包装食品製造業	23,000円(引き続き許可を受けて密封包装食品製造業を営もうとする場合に係るものにあっては、22,000円)
食品の小分け業	15,000円(引き続き許可を受けて食品の小分け業を営もうとする場合に係るものにあっては、14,000円)
添加物製造業	23,000円 (引き続き許可を受けて添加物製造業を営もうとする場合に係るものにあっては、22,000円)

別表第3を削る。

附則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第12号

山形県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

山形県生活環境の保全等に関する条例(昭和45年7月県条例第41号)の一部を次のように改正する

第21条第2項中「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第13号

山形県安心こども基金条例の一部を改正する条例

山形県安心こども基金条例(平成21年2月県条例第6号)の一部を次のように改正する。 附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第14号

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県看護職員修学資金貸与条例(昭和37年10月県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第1条中「学校若しくは」を「学校又は」に改め、「又は大学院の修士課程(看護に関する専門知識を修得するためのものに限る。以下「大学院修士課程」という。)(以下「看護職員養成施設等」という。)」を削る。

第2条中「看護職員養成施設等」を「看護職員養成施設」に改め、「、又は修了し」を削る。 第3条第1項の表中

法第22条の規定に基づき文部科学大

准看護師修学資 臣が指定した学校又は都道府県知事

金が指定した准看護師養成所に在学す

る者

大学院修学資金 看護師の免許を取得し、大学院修士

(修士課程) 課程に在学する者

「 法第22条の規定に基づき文部科学大

准看護師修学資 臣が指定した学校又は都道府県知事

金 が指定した准看護師養成所に在学す

る者

50,000円以内

を

83,000円以内

50,000円以内 に改め、同条第2項

を次のように改める。

2 修学資金には、修学資金の貸与を受けた日の翌日から最後に修学資金の貸与を受けた日までの期間に応じ、貸与を受けた額につき年10パーセントの割合で計算した利息を付する。

第7条第1項中「看護職員養成施設等」を「看護職員養成施設」に改める。

第8条第1項を次のように改める。

修学資金(第3条第2項に規定する利息を含む。以下同じ。)は、修学生であつたものが次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該事由の生じた日(次条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間の末日)の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に月賦の均等払方式により、これを返還しなければならない。

- (1) 看護職員養成施設卒業の資格に係る看護職員の免許を取得したとき(貸与の期間が満了した 日から1年を経過する日までに当該免許を取得しなかつた場合は、当該1年を経過すると き。)。
- (2) 前条の規定により契約を解除したとき。

第8条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。 第9条第1項第1号中「看護職員養成施設等」を「看護職員養成施設」に改め、同項第2号中 「大学院修士課程」を「大学院の修士課程(看護に関する専門知識を修得するためのものに限る。 以下「大学院修士課程」という。)」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「別表第8号」を 「別表第10号」に改め、「及び第7号」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「県内の町 村(地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第2項第1号に規定する特定町村に限る。)」を 「県又は県内の市町村(以下「県等」という。)」に、「当該町村」を「県等」に改め、同号を同 項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を削る。

第10条中「及び第2項」を削る。

第11条第1項第1号中「第9条第1項第4号から第7号まで」を「第9条第1項第3号から第5号まで」に、「場合」を「場合及び県等において保健師の業務に従事し、引き続き県等において保健師の業務に従事している場合」に改める。

別表中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る 同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業(同条第15項(第1号に係る部分に限 る。)に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業に限る。)を行う事業所をい う。)
- (9) 複合型サービス事業所(介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に 規定する地域密着型サービス事業(同条第23項に規定する複合型サービスを行う事業に限

る。)を行う事業所をいう。)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条及び第8条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に貸与される修学資金(施行日前に修学資金の貸与を受けた者が引き続き貸与を受ける当該修学資金と同じ種類のもの(以下「継続貸与資金」という。)を除く。)について適用し、施行日前に貸与された修学資金及び継続貸与資金については、なお従前の例による。
- 3 修学資金の貸与を受ける者であった者であって施行日において次の各号のいずれかに該当する ものについては、改正後の第9条、第11条及び別表の規定は、適用しない。
 - (1) 看護職員養成施設を卒業した後、改正後の第9条第1項第3号に規定する進学期間等(以下「進学期間等」という。)を除き、1年以内に当該看護職員養成施設卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県内の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業(同条第15項(第1号に係る部分に限る。)に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業に限る。)を行う事業所をいう。)において改正後の第1条に規定する看護職員の業務に施行日前から施行日まで引き続き従事している者
 - (2) 看護職員養成施設を卒業した後、進学期間等を除き、1年以内に当該看護職員養成施設卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県内の複合型サービス事業所(介護保険法第42条の2第1項本文の指定に係る同法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業(同条第23項に規定する複合型サービスを行う事業に限る。)を行う事業所をいう。)において改正後の第1条に規定する看護職員の業務に施行日前から施行日まで引き続き従事している者
 - (3) 看護職員養成施設を卒業した後、進学期間等を除き、1年以内に保健師の免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県又は県内の市町村において保健師の業務に施行日前から施行日まで引き続き従事している者

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第15号

山形県医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

山形県医師修学資金貸与条例(平成17年7月県条例第78号)の一部を次のように改正する。 第8条第1項第1号イ中「(以下「指定期間」という。)」を削り、同イ中(ニ)を(ホ)とし、同イ(ハ)中「指定期間」を「医師少数区域等の医療機関等に在職した期間」に、「又は(ロ)」を「から(ハ)まで」に改め、同(ハ)を同イ(ニ)とし、同イ(ロ)中「研修を受け、又は勤務し」を「医師の専門性を高める勤務をし」に改め、同(ロ)を同イ(ハ)とし、同イ(ハ)の次に次のように加える。

(ロ) 臨床研修を修了した後に県内の医療機関その他規則で定める機関で医師の専門性を高める勤務(医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とする研修を受け、又は診療を行っていることをいう。以下同じ。)をしているとき。

第8条第1項第2号イ中「(大学病院の特定診療科に勤務した場合にあっては、3年を限度とする。)」を削り、「達した」を「達し、かつ、当該在職期間(臨床研修期間を除く。)のうち、4年(当該期間が9年に満たないときは、3年6月)以上の期間が、医師少数区域等の医療機関の特定診療科に在職した期間である」に改め、同イ中(ハ)を(ホ)とし、同イ(n)中「研修を受け、又は勤務し」を「医師の専門性を高める勤務をし」に改め、同(n)を同イ(n)とし、同(n)の次に次のように加える。

(二) 専門研修(当該専門研修のうち修学資金の貸与を受けた期間に2分の3を乗じて得た期間から臨床研修期間及び医師少数区域等の医療機関の特定診療科に在職した期間に相当する期間を減じた期間を超える期間に係る部分に限る。) を受けているとき ((イ)から(ハ)までに該当する場合を除く。)。

第8条第1項第2号イ(イ)の次に次のように加える。

(p) 臨床研修を修了した後に県内の医療機関で医師の専門性を高める勤務をしているとき。 第8条第2項中「医療機関等に勤務することを希望せず、かつ、公的な医療機関の特定診療科」 を「医療機関の特定診療科」に改め、同条第3項中「希望せず、かつ、医師少数区域等の医療機関 等での勤務を希望する」を「希望しない」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に山形県医師修学資金貸与条例第2条第2 号に掲げる特定診療科医師確保修学資金(以下「特定診療科医師確保修学資金」という。)の貸 与を受けた者及びこの条例の施行の際現に特定診療科医師確保修学資金の貸与を受けている者に 係る特定診療科医師確保修学資金(利息を含む。)の返還の債務の免除については、改正後の第 8条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、これらの者から同号の規 定を適用することについて同意を得た場合は、この限りでない。
- 3 山形県医師修学資金貸与条例第2条第1号に掲げる地域医療従事医師確保修学資金(以下「地域医療従事医師確保修学資金」という。)の貸与を受けた者が施行日前に改正前の第8条第2項の規定による申請をした場合において、知事が当該申請を同項の規定により適当と認めたときにおける当該地域医療従事医師確保修学資金(利息を含む。)の返還の債務の免除については、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該申請をした者から同項において準用する同条第1項第2号の規定を適用することについて同意を得た場合は、この限りでない。
- 4 地域医療従事医師確保修学資金の貸与を受けた者であってこの条例の施行の際現に山形県医師 修学資金貸与条例第1条の2第6号に規定する臨床研修を受けているものは、施行日から当該臨 床研修を修了するまでの間、改正前の第8条第1項第1号イに規定する医師少数区域等の医療機 関等に勤務することを希望せず、かつ、同項第2号に規定する公的な医療機関の特定診療科に勤 務することを希望する旨の申請をすることができる。
- 5 前項の場合において、知事が同項の規定による申請を適当と認めたときにおける同項の地域医療従事医師確保修学資金(利息を含む。)の返還の債務の免除については、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該申請をした者から同項において準用する同条第1項第2号の規定を適用することについて同意を得た場合は、この限りでない。

山形県みんなにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第16号

山形県みんなにやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例

山形県みんなにやさしいまちづくり条例(平成11年10月県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第23条の2中「、中学校及び」を「及び中学校で国立又は私立のもの並びに」に改める。

第23条の3中「もの(」を「もの(学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のもの並びに」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第17号

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第19条 軽費老人ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、同項を次のように改める。

2 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第7条の規定の適用については、同条中 「施設」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」 とする。

附則第3項の前の見出しを削り、同項及び附則第4項を次のように改める。

- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第15条第2項の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的に実施するよう努めるとともに、規則」とする。
- 4 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第18条第1項の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。 附則第5項から第13項までを削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第2条第4項及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第18号

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第70号)

の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条に次の1項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第18条 養護老人ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則に次の3項を加える。

- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第7条の規定の適用については、同条中 「施設」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」 とする。
- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第14条第2項の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的に実施するよう努めるとともに、規則」とする。
- 5 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第17条第1項の規定の適用については、同項中 「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。

附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第2条第4項及び第18条の規定 の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」 とする。

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第19号

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第71号)の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第2条に次の1項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う とともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第6条ただし書中「規則で定める職員である場合であって、」を削る。

第8条に次の1項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第2章中第16条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第16条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第17条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 第21条中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第23条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第24条中「第16条」を「第16条の2」に改める。

附則に次の3項を加える。

- 6 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第7条(第24条において準用する場合を含む。)及び第18条(第26条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「施設」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。
- 7 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第13条第2項(第21条、第24条及び第26条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的に実施するよう努めるとともに、規則」とする。
- 8 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第16条第1項(第21条、第24条及び第26条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。

附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第5項(新条例第24条において準用する場合を含む。)、第16条の2(新条例第21条、第24条及び第26条において準用する場合を含む。)及び第17条第3項(新条例第26条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第20号

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 の一部を改正する条例

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年 12月県条例第72号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報 その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 第14条に次の1項を加える。
- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しない

ように、規則で定める措置を講じなければならない。

第17条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第17条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第31条、第35条、第44条及び第52条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第57条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために 必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあっ た場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居 宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。
- (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第57条に次の1項を加える。

- 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。
 - (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。
 - (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
 - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。
 - (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第60条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第68条に次の1項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第69条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第71条中「及び第16条」を「、第16条及び第17条の2」に改める。

第73条及び第85条中「第16条」を「第16条、第17条の2」に改める。

第92条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第94条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第104条、第111条の3、第117条、第124条、第140条及び第148条中「第17条」を「第17条の2」 に改める。

第156条に次の1項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん 延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第158条、第160条及び第167条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

附則第6項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

7 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第13条(第18条の3及び第22条において準

用する場合を含む。)、第29条(第35条において準用する場合を含む。)、第42条、第50条、第58条、第67条(第73条及び第85条において準用する場合を含む。)、第91条、第102条(第111条の3及び第117条において準用する場合を含む。)、第110条、第122条、第129条、第138条、第146条及び第155条(第160条及び第167条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「規則」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、規則」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第3項、第14条第3項(新条例第18条の3、第22条、第31条、第35条、第44条、第52条、第60条及び第167条において準用する場合を含む。)、第17条の2(新条例第18条の3、第22条、第31条、第35条、第44条、第52条、第60条、第71条、第73条、第85条、第94条、第104条(新条例第111条において準用する場合を含む。)、第111条の3、第117条、第124条(新条例第130条において準用する場合を含む。)、第140条、第148条、第158条、第160条及び第167条において準用する場合を含む。)、第69条第2項(新条例第73条、第85条、第104条(新条例第111条において準用する場合を含む。)、第111条の3、第117条、第140条及び第148条において準用する場合を含む。)、第92条第2項(新条例第124条(新条例第130条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び第156条第6項(新条例第160条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第21号

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第73号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等 関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。 第27条の2に次の1項を加える。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。 第27条の5の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第27条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置 を講じなければならない。

第42条、第50条及び第58条中「第27条の5」を「第27条の6」に改める。

第79条の2に次の1項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域 住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第80条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第82条中「第27条の5」を「第27条の6」に改める。

第92条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第94条、第103条の3、第109条、第116条、第134条及び第144条中「第27条の5」を「第27条の6」に改める。

第151条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が 発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第153条、第157条及び第163条中「第27条の5」を「第27条の6」に改める。

附則第4項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第27条(第35条において準用する場合を含む。)、第40条、第48条、第56条、第79条、第92条(第103条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第101条、第114条、第122条、第132条、第142条及び第150条(第157条及び第163条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「規則」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、規則」とする。

附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第3項、第27条の2第3項(新条例第35条、第42条、第50条、第58条及び第163条において準用する場合を含む。)、第27条の6(新条例第35条、第42条、第50条、第58条、第82条、第94条(新条例第102条において準用する場合を含む。)、第103条の3、第109条、第116条(新条例第123条において準用する場合を含む。)、第134条、第144条、第153条、第157条及び第163条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第92条の2第2項(新条例第102条、第103条の3、第109条、第134条及び第144条において準用する場合を含む。)及び第151条第6項(新条例第157条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第22号

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月 県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行

うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の 2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努 めなければならない。

第4条第1項ただし書中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 栄養士又は管理栄養士

第10条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第14条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第16条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制 の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法 第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に 行うよう努めなければならない。

附則に次の3項を加える。

- 6 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第9条及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「、施設」とあるのは、「、規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。
- 7 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第11条第2項(第20条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的に実施するよう努めるとともに、規則」とする。
- 8 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第14条第1項(第20条において準用する場合を 含む。)の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよ う努めるとともに、規則」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第4項、第14条の2(新条例第20条において準用する場合を含む。)及び第16条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第23号

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年 12月県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項 に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなけれ ばならない。
 - 第3条第1項第5号を次のように改める。
 - (5) 栄養士又は管理栄養士
 - 第10条に次の1項を加える。
- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう 連携に努めなければならない。
 - 第14条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第14条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第16条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条 の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう 努めなければならない。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の3項を加える。

- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第9条及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「、施設」とあるのは、「、規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。
- 5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第11条第2項(第20条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的に実施するよう努めるとともに、規則」とする。
- 6 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第14条第1項(第20条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項、第14条の2(新条例第20条において準用する場合を含む。)及び第16条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月

県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次条において同じ。」を削り、同条に次の2項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法 第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に 行うよう努めなければならない。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号の前に次の1号を加える。

(7) 栄養士又は管理栄養士

第3条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号の前に次の1号を加える。

(7) 栄養士又は管理栄養士

第3条第4項ただし書中「、指定介護療養型医療施設にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き」を削る。

第11条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第15条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第17条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、 介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切 かつ有効に行うよう努めなければならない。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(この条例の失効)」を付し、同項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(経過措置)

- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第10条及び第22条の規定の適用については、これらの規定中「、施設」とあるのは、「、規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。
- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第12条第2項(第23条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的に実施するよう努めるとともに、規則」とする。
- 5 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第15条第1項(第23条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定介護療養型医療施設

の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項、第 15条の2(新条例第23条において準用する場合を含む。)及び第17条第3項の規定の適用につい ては、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第25号

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年3月県 条例21号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要 な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 栄養士又は管理栄養士
- 第11条に次の1項を加える。
- 2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に 努めなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第15条の2 介護医療院は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第17条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行 うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報 その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第21条中「第7条」を「第4条、第7条」に改める。

附則第2項及び第3項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の3項を加える。

- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第10条及び第20条の規定の適用については、これらの規定中「施設」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。
- 5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第12条第2項(第21条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的に実施するよう努めるとともに、規則」とする。
- 6 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第15条第1項(第21条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。

附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第3条第4項、第15条の2(改

正後の第21条において準用する場合を含む。)及び第17条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第26号

山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例を廃止する条例

山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例(昭和36年3月県条例第7号)は、廃止する。

附目

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山形県福祉休養ホーム条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第27号

山形県福祉休養ホーム条例を廃止する条例

山形県福祉休養ホーム条例(昭和54年3月県条例第14号)は、廃止する。

附具

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第28号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第64号)の 一部を次のように改正する。

第7条第2項中「児童福祉施設」を「児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター (第4項及び第5項並びに第14条第3項において「障害児入所施設等」という。)を除く。同条第 2項において同じ。)」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難訓練及び消火訓練にあっては毎月1回、救 出その他の必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。
- 5 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう 連携に努めなければならない。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延 しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第23条第4項、第28条第3項、第39条第4項及び第45条第10項中「において」を「若しくは大学院において」に、「学科」を「学科、研究科」に、「これに」を「これらに」に改める。

第52条第1項中「場合には、」を「場合には」に、「)を」を「以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる福祉型児童発達支援センター及び場合に応じ、それぞれ当該各号に 定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる福祉型児童発達支援センター 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センター 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員

第52条第5項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第58条第3項及び第62条第4項中「)において」を「)若しくは大学院において」に、「学科」を「学科、研究科」に、「これに」を「これらに」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第14条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第29号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月 県条例第79号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)又は保育士

第6条第2項中「おいて」を「おいて、」に、「場合には、」を「場合には」に、「)を」を「)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条

の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等 (同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第40条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務 (同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第40条において同じ。)を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第40条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第40条において同じ。)を行う場合

第6条第3項第2号を次のように改める。

(2) 看護職員

第7条第2項中「おいて」を「おいて、」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員 を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に 医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第3項中「従業者を」を「従業者(前項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)

第17条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第19条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第20条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第26条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員又は保育士

第40条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員又は保育士

第40条第2項中「おいて」を「おいて、」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員 を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に 医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該 看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合第45条第1項第1号を次のように改める。
- (1) 児童指導員又は保育士

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定(「責任者を設置する等」を削る部分を除く。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第18条第2項(新条例第25条の5、第29条、第38条、第44条、第44条の2、第47条、第47条の7及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第19条第3項(新条例第25条の5、第29条、第38条、第44条、第44条の2、第47条、第47条の7及び第53条において準用する場合を含む。)及び第20条第2項(新条例第25条の5、第29条、第38条、第44条、第44条の2、第47条、第47条の7及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 4 この条例の施行の際現に児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「指定通所支援基準条例」という。)第5条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、新条例第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の指定通所支援基準条例(以下「旧条例」という。)第26条の 規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児 童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、新条例第26条 第1項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定 通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う 事業所に置くべき従業者については、新条例第40条第1項第1号の規定にかかわらず、令和5年 3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第45条の規定による基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、新条例第45条第1項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第30号

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の 一部を改正する条例

(山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正) 第1条 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24 年12月県条例第80号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」 を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第4条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第11条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第13条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第14条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を 改正する条例(平成30年3月県条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条第4項の改正規定(「責任者を設置する等」を削る部分を除く。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の山形県指定 障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」とい う。)第12条第2項(新条例第22条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、 同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第13条第3項(新条例第22条において準用する場合を含む。)及び第14条第2項(新条例第22条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第31号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例の一部を改正する条例

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第15条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

- 第15条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制 限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際 の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならな い。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければ ならない。

第18条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第18条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第24条中「第20条」を「第15条の2及び第20条」に改める。

第31条に次の1項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第35条中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に改める。

第42条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第43条及び第43条の5中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に改め、「、第33条」を削る。

第52条及び第52条の4中「第16条」を「第15条の2」に改め、「、第33条」を削る。

第74条、第74条の4、第81条、第81条の4及び第89条中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に改め、「、第33条」を削る。

第95条中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に改め、「、第33条」及び「、第41条」を削る。

第99条及び第102条中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に改め、

「、第33条」を削る。

第102条の9及び第102条の15中「第15条から第18条まで」を「第15条、第16条から第18条の2まで」に改める。

第107条、第107条の7及び第107条の14中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に改め、「、第33条」を削る。

第114条第1項中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第42条まで」に改め、同条第2項中「第33条、第36条及び第42条」を「第36条」に改め、「、第33条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、第36条」を「、同条」に改め、「、第42条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第33条、第42条及び」を削り、「、第33条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練(機能訓練)の」と、第42条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第70条」を「、同条」に改め、同条第4項中「第33条、第42条及び」を削り、「、第33条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第76条」を「、同条」に改め、同条第5項中「第33条、第42条及び」を削り、「、第33条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第76条」を「、同条」に改め、同条第5項中「第33条、第42条及び」を削り、「、第33条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当院害福祉サービス事業所」と、第42条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第96条」を「、同条」に改める。

附則第2項中「平成37年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定(「責任者を 設置する等」を削る部分を除く。)は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第4条第3項、第15条の2第3項(新条例第20条第1項から第3項まで、第20条の4、第24条第1項から第4項まで、第35条、第43条、第43条の5、第52条、第52条の4、第62条、第74条、第74条の4、第81条の4、第89条、第95条、第99条、第102条、第102条の9、第102条の15、第107条、第107条の7、第107条の14及び第114条第1項において準用する場合を含む。)及び第18条の2(新条例第20条第1項から第3項まで、第20条の4、第24条第1項から第4項まで、第35条、第43条、第43条の5、第52条、第52条の4、第62条、第74条、第74条の4、第81条、第81条の4、第89条、第95条、第99条、第102条の9、第102条の15、第107条の7、第107条の14及び第114条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条第3項(新条例第20条第1項から第3項まで、第20条の4、第24条第1項から第4項まで、第35条、第43条、第43条の5、第52条、第52条の4、第62条、第74条、第74条の4、第81条、第81条の4、第89条、第95条、第99条、第102条の9、第102条の15、第107条、第107条の7、第107条の14及び第114条第1項において準用する場合を含む。)、第32条第2項及び第42条第2項(新条例第43条の5、第52条、第52条の4、第74条、第74条の4、第81条、第81条の4、第89条、第95条、第99条、第102条、第107条、第107条の7、第107条の14及び第114条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第32号

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年 12月県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第15条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られる よう連携に努めなければならない。

第16条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、 規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第17条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第21条 指定障害者支援施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければ ならない。

(山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成30年3月県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附目

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県指定障害者支援施設の 人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条第3項の改正規定(「責任者を設置する 等」を削る部分を除く。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の目から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の山形県指定 障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。) 第16条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努め なければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第17条第3項及び第21条の規定の 適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と する。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第83号)の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第14条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第2章中第17条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第17条の2 療養介護事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第26条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第27条、第30条、第35条及び第39条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第47条中「第17条」を「第17条の2」に改め、「、第21条」を削る。

第49条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定(「責任者を 設置する等」を削る部分を除く。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第13条第2項及び第26条第2項 (改正後の第30条、第35条、第39条、第47条及び第49条において準用する場合を含む。)の規定 の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」 とする。
- 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の第14条第3項(改正後の第27条、第30条、第35条、第39条、第47条及び第49条において準用する場合を含む。)及び第17条の2(改正後の第27条、第30条、第35条、第39条、第47条及び第49条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに 公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第84号) の一部を次のように改正する。 第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第14条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第18条 障害者支援施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定(「責任者を 設置する等」を削る部分を除く。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第13条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の第14条第3項及び第18条の規定 の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」 とする。

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第35号

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第85号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第10条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第14条 地域活動支援センターは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければ ならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第4項の改正規定(「責任者を設置する等」を削る部分を除く。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第10条第2項の規定については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の第14条の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第36号

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第86号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に 努めなければならない。

第10条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第14条 福祉ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第4項の改正規定(「責任者を 設置する等」を削る部分を除く。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の第14条の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第37号

山形県工業技術センター手数料条例の一部を改正する条例

山形県工業技術センター手数料条例(昭和41年3月県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「、色見本製作」を削る。

別表中 3,770円 を 3,900円 に、

Г									
		食			品	1試験	1試料	5,440円	を
		土木	建	設材	料	1 試験	1 試料	118,000円	<u>«</u>
Г.									
		食			品	1 試験	1 試料	5,440円	に、
Г.	•								_
	電気	計	測	試	験	1 試験	1 試料	1,880円	≁ .
	非石	皮	d K	試	験	1試験	1試料	14,000円	**************************************
, ,									
	非石	皮	ď.	試	験	1試験	1 試料	14,000円	に改
	非石	皮 塚	र्व र	試	験	1 試験	1 試料	14,000円	を」」に改

め、同表デザイン、色見本製作、モデル製作の項を次のように改める。

デザイン、モ デル製作	デザイン	工業	機器	` ;	生活 機	& 器	1件	193,000円
フル教目		グラフ	イック	、家	具、クラ	フト	1 件	99, 200円
	モデル製 作	モ	デ	ル	造	形	1件	7, 150円
	TF	洗	浄		処	理	1時間	3,030円

別表の備考第1項中「3,770円」を「3,900円」に、「300円」を「310円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山形県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第38号

山形県文化財保護条例の一部を改正する条例

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)の一部を次のように改正する。

目次中「第36条の11」を「第36条の12」に改める。

第36条の3に次の1号を加える。

(7) 法第183条の2第1項に規定する文化財保存活用大綱の策定又は変更

第36条の8第3項及び第4項中「委員」を「委員及び議事に関係のある臨時委員」に改める。

第5章の3中第36条の11を第36条の12とし、第36条の10を第36条の11とする。

第36条の9中「審議会」を「審議会及び部会」に改め、同条を第36条の10とし、第36条の8の次に次の1条を加える。

(部会)

第36条の9 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」 とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあ るのは「当該部会に属する委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県水産振興条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第39号

山形県水産振興条例

目次

前文

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 振興計画(第7条)

第3章 水産振興に関する基本的施策 (第8条-第18条)

第4章 推進体制等(第19条・第20条)

附則

本県は、名峰に数えられる秀麗な山々に囲まれ多様な水系を有している。母なる川「最上川」に代表される河川を通して日本海へと注ぐ壮大な水の循環は、最上川舟運、北前船など経済と文化の行き交う道として重要な役割を果たすとともに、美しい自然と豊かな資源を支え、多様な水産物を育んできた。

本県の水産業は、日本海の豊富な水産物の水揚拠点や清流を活かした良好な漁場及び養殖場を有し、県内各地のにぎわいを創出するなど地域産業の発展と振興に大きく貢献し、県民の豊かな食生活を支えてきた。さらには、漁村及び内水面漁業地域は、水産業の健全な発展の基盤であるとともに、様々なレクリエーションの場としても活用され、県民の健康で豊かな生活の実現に寄与してきた。

平成28年に本県で開催された第36回全国豊かな海づくり大会では「森と川から海へとつなぐ生命のリレー」をテーマとして、新たな決意を持って、豊かな海を育み、環境や生態系の保全に努めていくことが決議され、水産業に携わる者は、環境や生態系の保全の取組により豊かな海というかけがえのない財産を将来に引き継ぐ重要な責務があるとされた。

しかしながら、気候変動等による漁場環境の変化や水産資源の減少、漁業の担い手の減少等により、漁業とこれを支える地域を取り巻く環境は厳しさを増しており、本県の水産業の振興に向け、将来を見通した方向性を示す必要がある。

このような状況の下、本県の水産業を持続し成長する魅力ある産業にしていくとともに、漁村及び内水面漁業地域の振興を図るため、県、市町村、水産業者、県民等が一体となって取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本県の水産振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに水産業者及び県民 等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、水産振興に関する施策を総合 的かつ計画的に推進することにより、本県の水産業の健全な発展並びに漁村及び内水面漁業地域 の振興を図り、もって豊かな県民生活の実現及び地域経済の活性化に寄与することを目的とす る。

(定義)

- 第2条 この条例において「水産業」とは、漁業、水産加工業及び水産流通業をいう。
- 2 この条例において「内水面漁業地域」とは、内水面における漁業を内容とする団体漁業権(漁業法(昭和24年法律第267号)第60条第7項に規定する団体漁業権をいう。)に係る漁場の属する地域をいう。

(基本理念)

- 第3条 本県の水産振興に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。
 - (1) 本県の水産業が将来にわたって、水産物を持続的かつ安定的に供給するため、水産資源の保存及び管理並びに水産動植物の増殖及び養殖を推進すること。
 - (2) 効率的かつ安定的な漁業経営を確立するため、漁業の担い手の育成及び確保を図るとともに、県産水産物の付加価値を高めること。
 - (3) 県産水産物の消費を拡大するため、県内外に良質で安全な県産水産物を流通させるための体制の強化及び県産水産物の評価の向上に取り組むこと。
 - (4) 漁村及び内水面漁業地域が水産業の健全な発展の基盤たる役割を果たすことができるよう、これらの地域の振興を図ること。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水産振興に関する施策を策定し、及び総合的かつ計画的に推進する責務を有する。
- 2 県は、市町村、水産業者、県民その他関係機関による水産振興に関する取組の促進を図るため、市町村、水産業者、県民その他関係機関と連携し、及び必要な支援を行うものとする。 (水産業者の役割)
- 第5条 漁業者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、水産資源の保存 及び管理並びに水産動植物の増殖及び養殖に主体的に取り組むことにより、安定的な漁業生産の 維持増大に努めるものとする。
- 2 水産加工業及び水産流通業を営む者は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力すると ともに、消費者に信頼される良質で安全な水産物の製造及び流通に主体的に取り組むよう努める ものとする。
- 3 水産業者は、水産物の評価の向上に主体的に取り組み、その事業を行うに当たっては、相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民等の役割)

- 第6条 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する施策に協力するとともに、水産業並びに漁村 及び内水面漁業地域の果たす役割に対する理解を深め、水産動植物の生育環境の保全及び改善に 資するよう、水質の保全及び森林の整備を図るための活動に参加し、並びに県産水産物の利用を 推進するよう努めるものとする。
- 2 海域、河川等において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関連する事業を営む者は、その活動又は事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、漁業に支障を及ぼさないように、及び水質に影響を及ぼさないように努めるものとする。

第2章 振興計画

- 第7条 知事は、水産振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(以下「振興計画」という。)を定めるものとする。
- 2 知事は、前項の規定により振興計画を定めようとするときは、県民の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定により振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第3章 水産振興に関する基本的施策

(水産資源の維持増大)

第8条 県は、水産資源の維持増大を図るため、漁業者と連携した水産資源の保存及び管理の推進、水産動物の種苗の生産及び放流の推進、水産動植物の養殖に関する技術開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造)

第9条 県は、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造を図るため、水質の保全及び森林の整備の推進、野生生物等による水産資源に対する被害を防止するための措置の実施に対する支援、 藻場の造成の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(漁業の基盤の整備)

第10条 県は、県産水産物の安定的な供給に資するための漁業の基盤を整備するため、漁港施設 (漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する漁港施設をいう。)の整備、漁場 の整備及び開発、水産動植物の増殖及び養殖の用に供する施設の整備の促進その他の必要な施策 を講ずるものとする。

(漁業の担い手の育成及び確保)

第11条 県は、漁業の担い手の育成及び確保を図るため、漁業技術の向上の促進、漁業の魅力の発信、漁業への就業を希望する者を円滑に受け入れることができる体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産水産物の付加価値の向上)

第12条 県は、県産水産物の付加価値を高めるため、水産物の処理及び加工に関する技術の向上の 促進、水産物の保蔵及び加工の用に供する施設の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものと する。

(効率的かつ安定的な漁業経営の育成)

第13条 県は、効率的かつ安定的な漁業経営を育成するため、漁船その他の施設の導入の促進、事業の共同化の推進、経営管理能力の向上の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産水産物の流通の体制の強化及び評価の向上)

第14条 県は、県産水産物の流通の体制の強化及び評価の向上を図るため、流通の効率化及び高度 化の促進、衛生管理の高度化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産水産物の率先利用等)

第15条 県は、県民並びに水産加工業及び水産流通業を営む者がその日常生活及び事業において県産水産物を率先して消費し、利用し、又は販売するようにするため、地産地消(県産水産物を県内で消費することをいう。)の取組の推進、県産水産物の販売先の開拓の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(漁村及び内水面漁業地域の振興)

第16条 県は、漁村及び内水面漁業地域の振興を図るため、水産業と観光業等との連携の促進、遊漁その他の余暇活動に関する情報提供、漁村及び内水面漁業地域に関する文化の継承の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(水産に関する調査及び技術の開発の推進)

第17条 県は、水産に関する調査及び技術の開発を推進するため、大学、高等学校、民間その他試験研究機関との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第18条 県は、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域の果たす役割に対する県民の理解の促進に資するため、水産業並びに漁村及び内水面漁業地域が有する水産物を安定的に供給する機能及び自然環境の保全等の多面にわたる機能の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 推進体制等

(推進体制の整備)

第19条 県は、国、市町村、水産業者、県民その他関係機関と連携して、水産振興に関する施策を 推進するために必要な体制を整備するものとする。 (財政上の措置)

第20条 県は、水産振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている水産振興に関する計画であって、振興計画に相当する ものは、第7条第1項の規定により定められたものとみなす。

山形県都市公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第40号

山形県都市公園条例等の一部を改正する条例

(山形県都市公園条例の一部改正)

第1条 山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第13号」を「第2条第15号」に改める。

(山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の 一部改正)

第2条 山形県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(平成24年12月県条例第94号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第21号」を「第2条第24号」に改める。

(山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の一部改正)

第3条 山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例(平成28年3月県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第8条第8号中「第2条第4号」を「第2条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」 に、「同条第7号」を「同条第8号」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第41号

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年12月県条例第92号)の一部を次のよう に改正する。

目次中「第44条」を「第45条」に、「第45条」を「第46条」に、「第46条」を「第47条」に改める。

第33条中「柵」を「自動運行補助施設、柵」に改める。

第46条を第47条とし、第3章中第45条を第46条とする。

第2章中第44条の次に次の1条を加える。

(歩行者利便増進道路)

- 第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。
- 2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作

物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路(新設特定道路を除く。)は、道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附則第3項中「第45条」を「第46条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第42号

山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

山形県道路占用料徴収条例(昭和44年3月県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項本文中「1.1を乗じて得た」を「、当該道路を占用させることにつき課されるべき 消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に 相当する額の合計額を加えた」に改め、同項ただし書中「1.1を乗じて得た」を「、当該各年度に おいて当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消 費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた」に改める。

第3条第1号中「第11条の8第1項」を「第11条の9第1項」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表

		占用料								
	占用物件	出 (宁	所在地							
		単位	第1級地	第2級地	第3級地					
法第32条 第1項第	第1種電柱	1 本につき 1 年	510	420	380					
第1頃第 1号に掲 げる工作	第2種電柱	+	790	650	580					
物	第3種電柱		1, 100	880	780					
	第1種電話柱		460	380	340					
	第2種電話柱		730	610	540					
	第3種電話柱		1,000	830	740					
	その他の柱類		46	38	34					
	共架電線その他上空に設け る線類	長さ1メート ルにつき1年	5	4	3					

	地下に設ける電線その他の線類		3	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	450	370	330
	地下に設ける変圧器	占用面積1平 方メートルに つき1年	270	230	200
	変圧塔その他これに類する もの及び公衆電話所	1個につき1 年	910	760	680
	郵便差出箱及び信書便差出 箱		380	320	280
	広告塔	表示面積1平 方メートルに つき1年	1,900	960	670
	その他のもの	占用面積1平 方メートルに つき1年	910	760	680
法第32条 第1項第 2号に掲	外径が0.07メートル未満の もの	長さ1メート ルにつき1年	19	16	14
どる物件	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		27	23	20
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		41	34	30
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		55	45	41
	外径が0.2メートル以上0.3 メートル未満のもの		82	68	61
	外径が0.3メートル以上0.4 メートル未満のもの		110	91	81
	外径が0.4メートル以上0.7 メートル未満のもの		190	160	140

		圣が0.7メー ートル未満 <i>0</i>	-トル以上1		270	230	200	
	外征の	圣が 1 メー 〕	トル以上のも		550	450	410	
3号に掲げる施設	自動運行補助	第2項第 5号に規 定する自 動運行装	地下に設けるもの	長さ1メート ルにつき1年	3	2	2	
	功施 設		置に知るとこれである。対である。対である。対である。の。は、は、のは、は、のは、は、のは、は、のは、は、のは、は、のは、は、は、は、	その他のも の		9	8	7
			造又は交通の 示する標示柱 注類	1 本につき 1 年	730	610	540	
		その他の もの	上空に設けるもの	占用面積1平 方メートルに	460	380	340	
			地下に設けるもの	つき1年	270	230	200	
	その	の他のもの			910	760	680	
法第32条第	第1号	頁第4号に排	掲げる施設	占用面積1平 方メートルに	910 760		680	
法第32条 第1項第	地下街及び地 階数が1の 下室 もの			つき1年	Aに0.005を	と乗じて得た	額	
5号に掲げる施設			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
			階数が3以 上のもの		Aに0.01を	乗じて得た額	Į	
	上组	どに設ける道	通路		930	480	330	
	地_	下に設ける道	 通路		560	290	200	

l			1			
	その他のもの			910	760	680
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設			占用面積1平 方メートルに つき1日	19	10	7
りる肔苡	その他のもの		占用面積1平 方メートルに つき1月	190	96	67
第1号に 掲げる物	看板(アーチ であるものを 除く。)		表示面積1平 方メートルに つき1月	190	96	67
件		その他のも の	表示面積1平 方メートルに つき1年	1, 900	960	670
	標識		1本につき1 年	730	610	54
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	1本につき1 日	19	10	7
		その他のも の	1本につき1 月	190	96	6
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	その他の催しに際し、	その面積1平 方メートルに つき1日	19	10	7
		その他のもの	その面積1平 方メートルに つき1月	190	96	6
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,900	960	67
		その他のもの		930	480	33

			I	Γ			
令第7条第	第2号に掲げる]	L作物	占用面積1平 ・方メートルに	910	760	68	
令第7条第	第3号に掲げるカ	 也設	つき1年	Aに0.033を乗じて得た額			
		号に掲げる工事用施設及 占用面積 1 ³ 方メートル に		190	96	(
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及 び同条第7号に掲げる施設			つき1月	91	76	(
令第7条 第8号に 掲げる施 設		当該路面下の	占用面積1平 方メートルに つき1年		Aに0.019 を乗じて 得た額		
	上空に設ける。	50		Aに0.023を乗じて得た額			
	地下 (トンネルの上の地下を除く。) に設けるもの	階数が1の もの		Aに0.005を乗じて得た額			
		階数が2の もの		Aに0.008を乗じて得た額			
		階数が3以 上のもの		Aに0.01を乗じて得た額			
	その他のもの	I		Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条 第9号に 掲げる施	建築物			Aに0.016 を乗じて 得た額	Aに0.019 を乗じて 得た額	Aに0.02 を乗じ 得た額	
設	その他のもの			Aに0.012 を乗じて 得た額		Aに0.07 を乗じ 得た額	
令第7条	建築物			Aに0.023を乗じて得た額			
第10号に 掲げる施 設及び自 動車駐車 場	その他のもの			Aに0.012 を乗じて 得た額		Aに0.00 を乗じ 得た額	

令第7条 第11号に 掲げる応	トンネルの上又は高架の道 路の路面下に設けるもの	Aに0.016 を乗じて 得た額	Aに0.019 を乗じて 得た額	Aに0.023 を乗じて 得た額	
急仮設建築物	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額			
	その他のもの	A に0. 033を	を乗じて得た	額	
令第7条第	第12号に掲げる器具	Aに0.033を乗じて得た額			
令第7条 第13号に 掲げる施 設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	Aに0.016 を乗じて 得た額	Aに0.019 を乗じて 得た額	Aに0.023 を乗じて 得た額	
	上空に設けるもの	Aに0.023を	を乗じて得た	額	
	その他のもの	A に0. 033を	を乗じて得た	額	

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項及び第3条第1号の改正 規定は、公布の日から施行する。
- 2 令和3年4月1日前に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定による 許可をした道路の占用で占用の期間が同日以降にわたるもの(同日以後に当該許可に係る期間が 更新された道路の占用を含む。以下「既存占用」という。)に係る令和3年度以降の各年度分の 占用料の額は、改正後の山形県道路占用料徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第2条及 び別表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ただし、その額が改正後の条例第2条及び別表の規定によるものとして算出した額を超える場合 は、この限りでない。
 - (1) 令和3年度 当該既存占用について、改正前の第2条及び別表並びに山形県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成30年3月県条例第41号)附則第2項の規定により算出して得た当該年度分の占用料の額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 令和4年度以降の各年度 当該既存占用に係る前年度分の占用料の額に1.2を乗じて得た額

山形県ふるさと交流広場条例を廃止する条例をここに公布する。 令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第43号

山形県ふるさと交流広場条例を廃止する条例

山形県ふるさと交流広場条例(平成2年3月県条例第13号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山形県空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月19日 山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第44号

山形県空港管理条例の一部を改正する条例

山形県空港管理条例(昭和39年3月県条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第4項中「令和3年3月31日までの間、山形空港」を「令和4年3月31日までの間、山形空港」に、「令和3年3月31日までの間、庄内空港と成田国際空港との間に路線を定めて一定の日時により航行するものにあつては令和元年8月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年3月31日まで」に改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美栄子

山形県条例第45号

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例(昭和33年4月県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	教員	養護		栄 養	寄宿舎	実	習	事	務	技	術	その他	計
. , , ,		教員		教諭	指導員	助	手	職	員	職	員	の職員	
市町村立	人	٨		人	人		人		人		人	人	人
学校	5, 687	333	2	65					354			10	6, 448
県立中学校	17	1							1			1	20
県立特別 支援学校	803	20	5		69		23		50			65	1,036
県立高等 学校	1,778	5:	3				146		152		13	114	2, 256

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第46号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

山形県生涯学習センター条例(平成2年7月県条例第25号)の一部を次のように改正する。 別表第1項の表中

センター(山形県緑町庭園文化学習施設に限る。)	多目的ホール	1,220円	1,750円	1,830円	を
センター(山形県緑町庭園文化学習施設に限る。)	多目的ホール	1,220円	1,750円	1,830円	17
	分館和室研修室	1, 170円	1,680円	1,760円	に

改める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

